

議案第 73 号

播磨内陸医務事業組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条の 2 第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付けで三木市及び小野市が播磨内陸医務事業組合を脱退することに伴い、同条第 2 項の規定により、播磨内陸医務事業組合規約（昭和 47 年播磨内陸住民健康センター事務組合規約第 1 号）を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和 47 年播磨内陸住民健康センター事務組合同規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、三木市、小野市」を削る。

第 5 条中「12 人」を「8 人」に改める。

第 7 条第 1 項中「5 人」を「3 人」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、西脇市、<u>三木市</u>、<u>小野市</u>、加西市、加東市及び多可町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。</p> <p>(組合議会の組織及び選任の方法)</p> <p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は <u>12</u> 人とし、関係市町の議会の議員のうちからそれぞれ2人関係市町の議会において選任された者をもつて組織する。</p> <p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者 <u>5</u>人及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、西脇市 _____、加西市、加東市及び多可町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。</p> <p>(組合議会の組織及び選任の方法)</p> <p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は <u>8</u> 人とし、関係市町の議会の議員のうちからそれぞれ2人関係市町の議会において選任された者をもつて組織する。</p> <p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者 <u>3</u>人及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>